

第十一号の三様式

訂正発行登録書

(略)

(記載上の注意)

(1)・(2) (略)

(3) 縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する主な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(4) (略)

第十一号の三様式

訂正発行登録書

(略)

(記載上の注意)

(1)・(2) (略)

(3) 訂正発行登録書の写しを縦覧に供する場所

当該写しを公衆の縦覧に供する主な支店、証券取引所又は証券業協会について記載すること。

(4) (略)